

# えいせい

確定闘争版

2021年11月12日発行

発行責任者 若梅 晶子

TEL 03-5320-7412(直)

内線 63-210

FAX 03-3349-1502

Eメール info@eiseikyoku-shibu.com

URL https://www.eiseikyoku-shibu.com

## 2021年賃金確定闘争 11月12日 1時間ストライキ中止 例月給は改定見送り

### ◇ 人事委員会勧告の取扱い

- 特別給
  - ・ 勧告どおり 0.10月引下げ(4.55月→4.45月)
- 実施時期: 令和3年12月期の期末手当から反映

### ◇ 定年制の見直し

- 地方公務員法等の改正を踏まえ、職員の定年を原則として65歳まで段階的に引上げ
  - ・ 令和5年4月1日に定年を61歳に引き上げ、以降は2年に1歳ずつ定年を段階的に引上げ(定年は令和13年4月1日に65歳に到達)【都労連要求】
- 定年の引上げに伴い、関連制度について見直し
  - ・ 現行再任用制度を廃止し、暫定再任用制度を導入(任用開始: 令和5年4月1日)【都労連要求】
  - ・ 定年前再任用短時間勤務制の導入(任用開始: 令和6年4月1日)【都労連要求】。  
(暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の採用は、従前の勤務実績等に基づく選考により能力実証を経た上で再任用。ただし、定年退職等につき継続の場合は、分限免職事由に該当する場合を除き採用又は任期を更新)
  - ・ 行政系職員及び技能系・業務系職員の昇任選考等の資格基準の上限年齢等を段階的に引上げ【都労連要求】
  - ・ 60歳超職員の給与は、当分の間、60歳前の7割の水準に設定。ただし、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当及び宿日直手当は、60歳前と同額を支給  
(期末・勤勉手当の年間支給月数は60歳前と同様。成績率も60歳前と同様に適用)
  - ・ 退職手当の基本額の算定に係る特例(ピーク時特例)について、希望降任等の理由に加え、給料月額7割措置を理由とする給料月額の減額を対象に追加  
(希望降任等を理由とする給料月額の減額と給料月額7割措置の両方を受けていた場合は、それぞれに特例を適用して基本額を算定)

### ◇ 旅費制度の見直し【都労連要求】

- 赴任旅費及び帰任旅費における移転料の取扱いについて見直し
  - ・ 移転料上限額の範囲内の実費額を支給するが、更に不足する場合、移転料上限額の3倍を限度に増額調整
- 実施時期
  - ・ 赴任旅費における移転料: 令和4年4月1日付発令に伴い赴任する職員から適用
  - ・ 帰任旅費における移転料: 令和4年3月31日以後に退職する職員から適用

### ◇ 時間単位の病気休暇の見直し【都労連要求】

- 時間を単位として病気休暇を承認することができる要件に、「おおむね1月以上の期間にわたり週1回以上の頻度により、不妊症・不育症に係る各種検査及び治療を受ける必要がある場合」を追加
- 実施時期: 令和4年1月1日
  - ※会計年度任用職員の傷病欠勤についても、常勤職員に準じて見直し

◇ 時間単位の介護休暇の見直し【都労連要求】

- 時間を単位とする介護休暇について、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間を限度とする要件を撤廃
- 実施時期:令和4年1月1日  
※会計年度任用職員の介護休暇及び介護欠勤についても、常勤職員に準じて見直し

◇ 会計年度任用職員への出産支援休暇の導入【都労連要求】

- 出産支援休暇を導入
- 実施時期:令和4年1月1日  
※休暇の内容は常勤職員の例による。

◇ 会計年度任用職員の育児参加休暇の導入【都労連要求】

- 育児参加休暇を導入
- 実施時期:令和4年1月1日  
※休暇の内容は常勤職員の例による。

◇ 会計年度任用職員の妊娠出産休暇の見直し【都労連要求】

- 妊娠出産休暇の報酬の取扱いについて見直し  
・「無給」→「有給」
- 実施時期:令和4年1月1日

◇ 会計年度任用職員の介護休暇の見直し【都労連要求】

- 「引き続き在職した期間が1年以上」と限定した要件を撤廃
- 実施時期:令和4年4月1日  
※本改正に伴い、令和4年3月31日をもって介護欠勤は廃止

◇ 会計年度任用職員の介護時間の見直し【都労連要求】

- 「引き続き在職した期間が1年以上」と限定した要件を撤廃
- 実施時期:令和4年4月1日

◇ 会計年度任用職員の育児休業の見直し【都労連要求】

- 「引き続き在職した期間が1年以上」と限定した要件を撤廃
- 実施時期:令和4年4月1日  
※本改正に伴い、令和4年3月31日をもって育児欠勤は廃止

◇ 会計年度任用職員の部分休業の見直し【都労連要求】

- 「引き続き在職した期間が1年以上」と限定した要件を撤廃
- 実施時期:令和4年4月1日

◇ 会計年度任用職員の不妊症・不育症に係る傷病欠勤の報酬の取扱いの見直し【都労連要求】

- 傷病欠勤(不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養に係るもので、1回につき引き続く90日までに限る。)の報酬の取扱いについて見直し  
・「無給」→「有給」
- 実施時期:令和4年1月1日

◇ 臨時的任用職員制度の導入【都労連要求】

- 同一年度中における育児休業や妊娠出産休暇などによって常勤職員に欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合、欠員代替として職員を任用することができる臨時的任用職員制度を導入(知事部局・事務)
- 実施時期:令和4年4月1日

◇ 「東京都職員『ライフ・ワーク・バランス』推進プラン」関連【都労連要求】

- 「東京都職員『ライフ・ワーク・バランス』推進プラン」の進捗状況や今後の方向性について、今年度労使での意見交換を実施

◇ 課長代理級職昇任選考【都労連要求】

- 東京オリ・パラ大会組織委員会への職員派遣解消に伴う各局等への影響及び年度間の昇任者数の平準化の観点に配慮しつつ、今年度選考以降における昇任者数を精査
- 実施時期:令和3年度選考から